

作成年月 ; 平成16年8月
担当課室名; 石油流通課
決 裁 者; 村松 秀浩

平成17年度 事前評価書

施 策 名	石油製品の効率的・安定的供給の確保
1. 施策の目的	(○問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。○施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。) ガソリン等石油製品は、我が国エネルギーの太宗を占め、国民生活や社会経済活動全般に広く関わる重要な基礎資源であり、環境保全や効率化の要請に対応しつつ安定的な供給を実現することが必要。このため、以下の観点から、石油製品流通の効率的、安定的な供給に資する所要の措置を講じる。 (1)消費者等に石油流通に関する深い知識や高い理解力を備えてもらうことによって、緊急時における流通安定化を図る。 (2)石油産業を巡る規制が緩和する中で、厳しい経営環境に直面している石油製品販売業者が実施する構造改善事業を促進することにより、経営基盤の強化を図る。 (3)安全・環境等の観点から法的に定められている品質規格を確保することにより、国民生活との関連性の高い石油製品市場における品質・流通の適正化を図る。
2. 施策の必要性	(○国民や社会のニーズ、○より上位の行政目的に照らした妥当性、○公益性・市場の失敗、○官民の役割分担、○国と地方の役割分担、○民営化・外部委託の可否、○緊急性の有無、○他の類似施策、○廃止・休止の可否<継続>)
< 背景 >	(1)緊急時流通体制の整備及び広報 過去2度にわたる石油危機においては、原油価格の急騰による消費者不安が増大し、石油製品価格の急騰、供給不足、買いだめなど、国内経済や社会生活に、原油の供給減少以上に増幅された影響が及んだ。こうした事態は、従来石油に関する普及啓発がなされていなかったことから、消費者等の理解不足や情報不足により生じたものであり、消費者等に対し積極的に石油に関する知識の向上等を図ることが必要である。 (2)石油製品販売業の構造改善支援 平成8年の特定石油製品輸入暫定措置法(特石法)の廃止を契機とした規制緩和の結果、大手流通業者や外資系企業の石油流通業への参入が行われる中での自由競争下、及び日本経済の右肩上がりの成長の終焉による石油製品需要の頭打ちの中、激烈な価格競争に直面し、石油製品のマージンの構造的低下等、石油販売業者の経営状態は、厳しい状況にある。 我が国のエネルギーの過半を占める石油製品が、国内の消費者に安定的に供給されるためには、石油製品流通の中核を担う石油販売業界が、石油製品の安定的、効率的な供給の要請に応えるよう強靱な経営基盤を確立することが必要不可欠である。そのためには、現在

の経営を見直し、石油製品販売事業者間での共同化、協業化等を通じて事業者自身の基盤の高度化を行うことと、地域の治安確保、環境対策、災害対応型給油所普及など直接収益の向上に寄与するものではないが、地域社会で必要と考えられる活動に取り組むことにより石油製品販売業界の認知度を向上させることにより集客力の向上を目指すなど、地域での基盤を確立することが石油製品販売業界の構造改善を成し遂げる上で重要である。

さらに、平成15年2月より、土壤汚染に関する調査と浄化等改善措置の責任主体を定めた「土壤汚染対策法」が施行されており、同法によれば、特定有害物質の汚染により基準を超えるおそれがあることが判明した場合等には汚染の状況等について調査命令がかけられ、汚染の除去等の措置命令が下されることとなっている。給油所も同法の対象となる特定有害物質（ベンゼン及び鉛）を含む揮発油を取り扱っている。

昭和62年に消防関係法令が改正される以前は、漏洩検知機能が付属し漏洩にも強い二重殻タンクが認められておらず、鋼鉄製の一重殻タンクが地下タンクの構造・材質として法令上認められていたが、二重殻タンクに比べて腐食耐性が弱い一重殻タンクの大部分が物理的な耐用限界に達しつつあると考えられる。

経営環境の厳しい石油販売業者にとっては、老朽化地下埋設物の更新等の土壤未然防止対策を求めることは、多大な費用負担が必要となり、経済的に対応が困難である実態を踏まえると、現実的に対策が実行されず、土壤汚染の危険性が放置されざるを得ないと考えられる。他方、老朽化タンクを使用し続けて油漏洩を起こした場合には、タンクの交換の数倍に及ぶ土壤修復費用が必要となる。このため、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保していくには、石油製品の最終的な供給を担っている石油製品販売業の経営に多大な悪影響を与える土壤汚染を未然に防止する取り組みを推進する必要がある。

(3) 石油製品の適正品質確保

平成8年の特石法廃止以後、諸外国からの多様な石油製品が国内に流通することに伴い、環境問題や安全の観点から石油製品の品質を十分に管理するため、同年4月に揮発油販売業法の改正法である「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が施行された。

しかしながら、消費者自身が目視等により、その品質が適正な基準を満たしているかどうかを確認できないため、脱税やコスト低減を目的とした粗悪な石油製品の販売が行われやすい実情にある。特に、軽油については、軽油周辺油種である灯油やA重油などを軽油に混入し、軽油引取税の脱税行為等の横行といった問題が生じている。

環境への関心の高まりから、環境に優しいと謳い文句で様々な燃料が出現しているが、必ずしも適正な品質ではないことから、燃料品質の監視はますます高まっているところである。

< 行政関与の必要性 >

(1) 緊急時流通体制の整備及び広報

ガソリン等石油製品は、我が国エネルギーの大宗を占め、その重要性は極めて高いため、国民に石油製品にかかる情報を提供し、石油流通に関する消費者等の理解・促進を図ること、平時はもちろんのこと、有事においても流通の混乱や消費者の不安を招かないよう、未然に回避することが必要である。

(2) 石油製品販売業の構造改善支援

政府として、エネルギーの安定供給の観点から行われてきた過去の規制の中で形成された経営体質に基づく現下の石油製品販売業界の状況を単に市場メカニズムによる解決に委ねて放置することは適切ではなく、石油安定供給の確保を図る観点から、石油製品販売業界の経営安定化、経営基盤強化を図るための措置を講ずる必要がある。具体的には石油販売業者間の共同化、協業化等を通じた経営の高度化への取り組み及び地域の治安確保、環境対策、災害対応型給油所普及など地域社会に貢献して石油販売業界の認知度向上を図ることにより、集客力の向上に繋げる取り組みを行うことは業界の構造改善に寄与する。

また、石油製品の漏洩事故は、土壌及び地下水汚染を引き起こし、当該給油所だけでなく、周辺地域にも波及し、社会的に大きな影響を与える可能性が高いことから、国が支援することが適切であり、かつ不可欠。

(3) 石油製品の適正品質確保

石油製品(ガソリン、軽油及び灯油)は目視等により品質が確認できないことから、適正な石油製品の品質確保及び軽油流通秩序の安定化を図るためには、石油製品販売業者の自己責任及び消費者の選択に委ねるのみでは限界がある。また、国が国民の環境、健康及び安全を守るとともに、軽油引取税の脱税等を起因して悪化している軽油流通を取り巻く環境を改善するため、石油製品の品質管理及び法令上の品質基準に適合しない製品の販売防止について、本施策の継続的な実施が必要である。

< 閣議決定等上位の政策決定 >

- エネルギー基本計画(平成15年10月閣議決定)における石油の安定供給の確保等に対応する施策である。

3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など

(○コスト、○これまで達成された効果、今後見込まれる効果、○効果の発現が見込まれる時期、○目標達成状況に影響しうる外部要因等)

(0) 施策全体

目標(目指す結果、効果);

(1) 緊急時における流通安定化の確保、(2) 石油販売業の経営基盤の強化、(3) 石油製品の適正な品質の確保を継続的に維持することにより、石油製品の安定的、効率的な供給の確保を図る。

指標;

(1) 石油情報に関する講習会・移動教室の参加数、石油情報センターホームページアクセス数

(2) 給油所数、事業者数、年間揮発油販売量、経営高度化(共同化、情報化、異業種提携等)展開調査、周辺住民を対象とした事業認知度及び対給油所意識調査、災害対応型給油所補助事業件数、大気汚染防止設備補助事業件数、一重殻タンク及び配管の入換数(未然防止事業実施件数)及び漏洩事故発生件数

(3) 試買の率及びその内の不適合件数、識別剤の添加率、軽油流通適正化補助金の利用率

施策の概要;

石油製品流通の安定的、効率的な供給を確保するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 緊急時における流通安定化を図るために、消費者等に石油流通に関する深い知識や高い理解力を備えてもらう。
- (2) 石油販売業者が経営基盤の強化を図る観点から実施する構造改善事業(近代化、事業多角化・転換、廃業・集約化、環境保全対策)の取り組みを支援する。
- (3) 安全・環境等の観点から法的に定められている品質規格の確保を図るため、店頭で販売されている石油製品のサンプリング・検査をするとともに、軽油引取税の脱税等に起因して悪化している軽油流通を取りまく環境を改善するための対策を講じる。

目標達成時期；

石油製品の安定的・効率的な流通の確保は、一定年限を区切って目標を達成するものではなく、継続して実施していくべきものであるため、目標達成時期は設定しない。

中間・事後評価時期； 中間評価 - 、平成25年度(事後)

その他；

平成15年度中間評価を踏まえ、「石油製品流通安定化対策」、「石油製品販売業の構造改善支援」、「適正な品質の石油製品の安定的な供給」の3つの施策を一本化。

<重点分野としての絞り込み(重点化・効率化)の考え方>

「重点4分野」のうち「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」に該当。

(1) 石油情報普及啓発事業 (予算：委託事業)

担当課：石油流通課

説明；

ア. 消費者講習会

一般消費者を対象とした講習会を日本国内各地において開催し、石油に関する知識の向上等の啓発を図る。

イ. 情報収集・提供事業

石油に関する情報を各方面から収集するとともに、情報誌、パンフレットやインターネット等を通じ一般消費者等に対して、石油の適正な使用、購入などに関する情報提供を行い、資料・情報を資料室において一般消費者等に公開する等、石油に関する情報の普及を図る。

ウ. 普及啓発事業

・中学校の生徒を対象とした石油事情に関する移動教室を開催し、将来消費者となる若年層に対する普及・啓発を図る。

・学校教育用や父兄用の資料を作成・配布し、学校教育の場を生かした石油に関する情報の浸透を図る。

目標(目指す結果、効果)；

一般消費者の他、近い将来我が国の中心的役割を担う若年層を対象に、普段から石油にかかる普及啓発を実施し、深い知識と高い理解力を備えてもらう。このため、情報伝達内容の工夫を図り、石油に関心を持つ消費者数を増加させる。

指標；

(平成13年度実績)

- ・石油情報センターホームページアクセス数 (133万アクセス)
- ・消費者講習会の参加者数 (947人)

(平成14年度実績)

- ・石油情報センターホームページアクセス数 (251万アクセス)
- ・消費者講習会の参加者数 (1,485人)

(平成15年度実績)

- ・石油情報センターホームページアクセス数 (352万アクセス)
- ・消費者講習会の参加者数 (2,581人)
- ・中学校移動教室の参加者数 (256人)

モニタリング方法;

- ・ホームページにおけるアクセス数、講習会、移動教室等の参加者数の把握
- ・出版物、ホームページにおける消費者アンケートの実施
- ・講習会、移動教室における参加者から直接意見聴取

目標達成時期; 毎年度

中間評価(事業単位)時期; -

事後評価(事業単位)時期; 平成17年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連;

「行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)」や「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」の趣旨に基づき、(財)エネルギー経済研究所における第三者分配型補助金の解消(平成14年度措置済)や補助金等に係る事業概要、主な使途についてインターネットでの公表など、公益法人に対する国の関与等を透明化合理化するための措置を着実に実施しているところ。

科学技術関係経費の対象か否か; 対象 / 非対象

環境保全経費の対象か否か; 対象 / 非対象

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は昭和56年度から平成14年度までの累計

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
昭和56年度	未設定	日本エネルギー経済研究所	一般消費者	
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額	総執行額
165,444 [千円]	202,064 [千円]	293,190[千円]	6,515,364 [千円]	5,435,054[千円]

予算費目名: < 石特 > (項) 石油製品需給適正化調査等委託費 (目) 石油製品需給適正化調査委託費

(2) 石油販売業の構造改善支援 (予算: 補助事業)

担当課: 石油流通課

説明;

- (a) 石油販売業者の事業多角化、事業転換等に必要な設備資金及び運転資金に係る資金の借入に対する利子補給を行う(構造改善促進利子補給等事業)。
- (b) 石油販売業者の共同化・協業化による競争力強化につながり、かつ、広域性を有している事業であって、マーケティング調査や経営戦略立案等の調査・研究事業、石油販売業者にとって新規性の高い経営手法、販売手法の展開を図るための実証実験事業に対して支援する(石油販売業者経営高度化調査・実現化事業)。
- (c) 各都道府県石油組合が実施する、地域の治安対策や高齢化対応等の地域貢献やリサイクル

ル等の環境対策など社会的に必要と考えられ、業界全体で行うことが期待される活動等に対して支援する(地域事業環境整備支援事業)。

(d)災害時にも緊急車両等へ給油が可能な災害対応型給油所を設置することにより地域に貢献する事業者に対して支援する(災害対応型給油所普及事業)。

(e)給油所周辺地域の大気や土壌の環境保全、地球環境問題への対応を図る観点から、SS事業者の大気環境汚染防止対策や土壌汚染の未然防止・拡大防止対策等、石油販売業における環境保全対策に対し補助等の支援を行う。

目標(目指す結果、効果)；

)石油製品の流通、販売部門の効率化を図るとともに、石油製品販売業者において、石油製品の国内消費者への安定的な供給の要請に応え得るため、収益源の多様化をはじめとした経営基盤の強化を目指す事業者の増加を図る。

)地域社会への貢献を通じ給油所への理解・認知度の向上を図る。

)災害対応型給油所の普及を通じ地域社会への貢献を図るため、同給油所数の増加を図る。

)大気環境保全設備等の導入数の増加を図るとともに、一重殻タンク及び配管の入替等により土壌汚染未然防止を図り、漏洩事故発生件数の抑制を図る。

指標；

給油所数、事業者数、年間揮発油販売量、経営高度化(共同化、情報化、異業種提携等)展開調査、周辺住民を対象とした事業認知度及び対給油所意識調査、災害対応型給油所補助事業件数、大気汚染防止設備補助事業件数、一重殻タンク及び配管の入換数(未然防止事業実施件数)及び漏洩事故発生件数、等。

(現状)

平成14年度の1給油所当たりの年間揮発油販売量	1,166kl(前年比+51kl)
平成13年度の1企業当たりの自動車点検整備売上高	615万円(前年比▲85万円)
平成14年度末現在の給油所数	51,294(前年比▲1,298)
平成14年度末現在の揮発油販売業者数	25,807(前年比▲668)
平成14年度の適用件数	1,473(転廃業:448、多角化等:1,025)
平成15年度の1給油所当たりの年間揮発油販売量	1,210kl(前年比+33kl)
平成14年度の1企業当たりの自動車点検整備売上高	547万円(前年比▲68万円)
平成15年度末現在の給油所数	50,067(前年比▲1,227)
平成15年度末現在の災害対応型給油所補助事業件数	16(前年比同)
平成15年度末現在の揮発油販売業者数	25,204(前年比▲603)
平成15年度の適用件数	627(転廃業:91、多角化等:536)
平成15年度未然防止事業実施件数/検知検査事業実施件数	159件 / 18件
平成15年給油所における漏洩事故発生件数	71件(前年比▲3件)

モニタリング方法；

給油所数、事業者数、年間揮発油販売量、経営高度化（共同化、情報化、異業種提携等）展開調査、周辺住民を対象とした事業認知度及び対給油所意識調査、災害対応型給油所数、大気汚染防止設備導入数、一重殻タンク及び配管の入替数（未然防止事業実施件数）及び漏洩事故発生件数等の推移の把握。

目標達成時期；

平成24年度（ただし、特定石油製品販売施設撤去等支援事業（利子補給事業を除く）及び構造改善促進利子補給事業（事業転換円滑化等構造改善利子補給事業）の深堀措置については、平成14年度をもって廃止）。

中間評価時期； 平成15年度

事後評価時期； 平成25年度

行政改革（特殊法人改革、公益法人改革など）との関連；＜（社）全国石油協会＞

構造改善促進利子補給事業、特定石油製品販売施設放置防止等事業及び軽油流通適正化事業費補助金については、平成14年3月29日付けで閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」における第三者分配型補助金の実施計画に基づき措置。

科学技術関係経費の対象か否か； 対象 / 非対象

環境保全経費の対象か否か； 対象 / 非対象

＜予算額等＞

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
昭和62年度	平成24年度	（社）全国石油協会、全国石油商業組合連合会	都道府県石油組合、石油製品販売業者	
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額	総執行額
13,159,334[千円]	14,592,775[千円]	19,104,992[千円]	169,574,454[千円]	
			< S62 ~ H15 >	
			165,192,264[千円]	48,503,797[千円]
			<うちH2 ~ H15>	<うちH2 ~ H15>

予算費目名：＜石特＞（項）石油生産流通合理化対策費（目）石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金

(3) 石油製品品質確保事業費補助金（予算：補助事業）

担当課：石油流通課

説明；

ア．（社）全国石油協会が行う以下の事業に対して、補助する。

(1)全国約5万の給油所等においてサンプル（ガソリン・軽油・灯油）を試買し、同協会の地方試験センター等において分析を行う。

(2)同協会の分析技術レベルの向上を図るため、同協会の品質試験室において、分析技術の研究開発等を行う。

目標（目指す結果、効果）；

毎年、全給油所に対して燃料のサンプリング・検査を行うことにより規格適合燃料の販売を促すと同時に、規格不適合発生箇所を把握し、各経済産業局が実施する立入検査先の選定に資する（試買実施率を100%以上とする）。

指標；試買分析実施率（試買実施給油所数 / 全給油所数）

サンプリング・品質検査実施給油所数推移表(レギュラーガソリン)			
		(単位:件、%)	
	サンプリング・品質検査 実施給油所数	全国の 給油所数	実施割合 (/)
平成13年度	58,981	53,704	109.8%
平成14年度	58,228	52,592	110.7%
平成15年度	58,697	51,294	114.4%

モニタリング方法;

4半期に1回、(社)全国石油協会から試買件数及を報告させることにより、試買実施状況を把握する。

目標達成時期; 毎年

中間評価(事業単位)時期: 平成15年度

事後評価(事業単位)時期; 平成17年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連; <(社)全国石油協会>

構造改善促進利子補給事業、特定石油製品販売施設放置防止等事業及び軽油流通適正化事業費補助金については、平成14年3月29日付けで閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」における第三者分配型補助金の実施計画に基づき措置。

科学技術関係経費の対象か否か; 対象 / 非対称

環境保全経費の対象か否か; 対象 / 非対象

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は平成8年度から平成15年度までの累計

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者
昭和61年度	平成17年度	(社)全国石油協会、民間企業等		消費者
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額	総執行額
2,500,086[千円]	2,537,484[千円]	2,588,559[千円]	26,107,480[千円]	16,473,838[千円]

予算費目名: <石特>(項)石油生産流通合理化対策費(目)石油製品品質確保事業費補助金

(目細)石油製品品質確保事業費補助金

(4)軽油流通適正化事業費補助金 (予算:補助事業)

担当課:石油流通課

説明;

軽油引取税の脱税等を起因として悪化している軽油流通を取り巻く問題を改善するため、経済産業省は、石油精製業者等に対して、識別剤として軽油周辺油種にクマリンを添加することを指導している。これについて、識別剤添加の負担が課される石油精製業者等に対し、識別剤購入経費の一部を補助する。

ア. 識別剤添加設備建設に要する資金の借入に対する利子補給

製油所、油槽所等において識別剤の添加を行うための設備等の取得に要する資金の利子補給

イ. 灯油、A重油の輸入業者等に対する識別剤添加に要する運転資金の補助

・添加対象者のうち、軽油の製造、販売を全く行っていない事業者に対する補助

(補助率1/2)

・添加対象者のうち、軽油の製造を全く行っておらず、販売のみを行っている事業者に対する補助(補助率 1/4)

目標(目指す結果、効果);

軽油流通環境の改善を図るため、添加対象事業者が100%の識別剤添加率を達成する。

指標;軽油流通適正化事業費補助金の利用率、識別剤添加率

識別剤添加率・補助金利用率

(単位:件)

	生産・輸入 数量	識別剤添 加数量	識別剤添 加率 (/)	利子補給 利用者生 産数量	運転資金 補助申請 数量	補助金利用率 ((+) /)
平成12年度	61,212	61,212	100.0%	56,904	1,403	95.3%
平成13年度	58,857	58,857	100.0%	55,854	1,842	98.0%
平成14年度	61,210	61,210	100.0%	57,498	1,502	96.4%
平成15年度	62,044	62,044	100.0%	58,011	997	95.1%

モニタリング方法;

毎年、年間の識別剤添加数量を取りまとめ確認する。

目標達成時期; 平成17年度

中間評価(事業単位)時期; -

事後評価(事業単位)時期; 平成17年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連; <(社)全国石油協会>

構造改善促進利子補給事業、特定石油製品販売施設放置防止等事業及び軽油流通適正化事業費補助金については、平成14年3月29日付けで閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」における第三者分配型補助金の実施計画に基づき措置。

科学技術関係経費の対象か否か; 対象 / 非対象

環境保全経費の対象か否か; 対象 / 非対象

<予算額等> 総予算額及び総執行額は平成2年度から平成15年度までの累計

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者	
平成2年度	未設定	国(15年度までは(社)全国石油協会)		石油製品輸入業者等	
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額		総執行額
74,085[千円]	74,199[千円]	79,845[千円]	4,277,507[千円]		3,160,182[千円]
予算費目名: <石特>(項)石油生産流通合理化対策費(目)石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金					
(目細)軽油流通適正化事業費補助金					

4. 有効性、効率性等の評価

(○手段の適正性、○費用便益分析等効果とコストに関する分析(効率性)(○特別要求などについては、民間需要創出効果、雇用創出効果)、○受益者負担、○マネジメントの妥当性)

(0) 施策全体

手段の適正性

石油製品流通の効率的、安定的な供給の確保による利益は、必ずしも事業者が直接享

受するものではない。一方で、我が国エネルギー供給の過半を占める石油製品の重要性和、石油販売業界の厳しい経営状況を鑑みると、石油製品流通の効率的、安定的な供給の確保にあたっては、国が支援を行う必要がある。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性)

石油製品流通の効率的、安定的な供給に支障を来した場合、我が国経済にとって莫大な社会的コストが生じることとなる。したがって、緊急時の混乱回避のための消費者に対する平時からの普及啓発や、石油販売業者の経営基盤の強化、適正な品質の石油製品の流通に資する検査や補助等により、石油製品流通の効率的、安定的な供給を継続的に確保することは、コスト効果に優れたものである。

適切な受益者負担

当該施策の実施は、消費者に対し適正な品質の石油製品流通の効率的、安定的供給を図り、もって我が国経済及び国民生活の向上に資するもの。本施策の支援によって生ずる利益は、特定の者ではなく、国民が広く均等に享受するものであるため、適切な受益者負担が図られているといえる。

(1) 石油情報普及啓発事業委託費

手段の適正性（より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ＆ビルドに対する考え方）；

石油に関する知識の豊かな消費者を育て上げていき、知識を社会に蓄積させるために、一般消費者に対して普及啓発を行う事業は、直接に利益を生むものではないため、国が主体となって情報発信、事業実施を行っていく必要がある。

ただし、実際の事業実施に当たっては、広報事業に関してノウハウを蓄積した団体等に委託することによって、効率的な事業の実施が期待できる。このため、国から団体等への委託という現在の事業形態が最も適切であると考えられる。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性)；

石油危機などの過去の緊急時においては、原油価格の急騰等により消費者不安が増大し、石油製品価格の急騰、供給不足、買いだめなど、国内経済や社会生活に、原油の供給減少以上に増幅された影響が発生し、大きな社会的損失を被った。

本事業は、平時から普及啓発を行うことにより、こうした莫大な社会的コストを未然に回避しようとするものであり、事後的対策よりコスト効果に優れたものであると考えられる。また、事業の実施に際しては、国が直接本事業を行うよりも効率的に実施すべく、情報提供手段のノウハウを有している団体等に事業を委託して行っている。

適切な受益者負担；

本事業における効果は、特定の者が受けるのではなく、広く国民が均等に、緊急時における混乱の防止という形で受け取るもの。

従って、国の委託事業として行う現在の形態は適切に受益者負担がなされていると言える。

(2) 石油製品販売業の構造改善支援事業

手段の適正性（より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ＆ビルドに対する考え方）；

石油製品販売業界の構造改善を、全て自己資金により進めることは、規制緩和の影響等により経営悪化に直面している状況においては実質困難であることから、引き続き、国による支援が必要である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性)；

多くの石油製品販売業者が、経営不安定化に追い込まれると、消費者に対する石

油製品の安定供給確保に支障を来し、我が国経済にとって大きなコスト負担となる。これを回避するためには、国の施策により構造改善事業を支援する必要がある。

石油販売業者経営高度化調査・実現化事業、事業環境整備等支援事業については、石油製品販売事業者や組合支部がそれぞれ単体で実施する構造改善事業よりも、事業者数社で構成されるグループや各都道府県組合等のまとまった事業主体が実施する事業を国が本施策により支援することにより、事業効果の最大化及び効率性の向上を図るとともに、事業に係るコスト低減を図ることができる。

土壌環境保全対策事業については、環境保全対策等の活用により、環境汚染を未然防止することができ、社会的コストの低減に寄与。さらに、工事等の標準的価格（基準単価）を示し、公示価格のばらつきをなくすと共に、コストの低減を図っている。

適切な受益者負担；

石油製品販売業者が実施する構造改善事業に対して国が支援することは、消費者に対する石油製品の安定供給を図り、もって、我が国経済及び国民生活の向上に資するものであり、本施策の支援によって生ずる事業効果は特定の者ではなく、国民に対し広く均等に享受するものである。

従って、石油製品販売業者が実施する構造改善事業に対して支援することは、適切な受益者負担がなされていると言える。

(3) 石油製品品質確保事業費補助金

手段の適正性（より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ＆ビルドに対する考え方）；

販売事業者が常に規格に適合した燃料を販売し続けることを促すためには、第三者による抜き打ちの燃料サンプリング及び調査は効果的手段。

社団法人全国石油協会は中立機関であり、かつ石油に関する高度な分析能力を有するとともに、全国の各地方に出先機関（9箇所）を有し、全国の給油所からサンプリング及び品質検査を行う機関としては最も適切である。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；

全国5万の給油所からサンプリングを行い、サンプル試料を輸送して、品質検査するためには、各地方に出先機関（9箇所）を有する社団法人全国石油協会で実施するのが、輸送コストの面から最も対費用効果は高い。

また、分析費用については、十分な能力を有する分析機関（4箇所）で受託分析費用を比較すると、同協会が実質的に最も安価であり（輸送費の込／別を考慮した後ベース）、この意味でも対費用効果は高い。

さらに、全国の給油所でサンプリング・品質検査を行い、その結果（不適合案件）を踏まえて経済産業局が立入検査を行う給油所を絞り込んでいることにより、本事業及び品確法施行の全体で見た事業実施効率は高くなっている。

適切な受益者負担；

サンプリング・品質試験により石油製品販売業界全体の燃料品質が確保される利益は、消費者全体で享受するものである。

従って本事業に関して、事業者や試験機関に負担を求めることは適切ではなく、定額補助のスキームにより、適切な受益者負担がなされていると言える。

(4) 軽油流通適正化事業費補助金

手段の適正性（より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ＆ビルドに対する考え方）；

識別剤を添加することによるメリットは直接事業者が享受するものではなく、各事業者が識別剤添加施設の建設費用、識別剤添加に係る運転費用を自己負担するなどの、自発的

な添加は期待できない。本補助事業を実施しない場合、適正な品質の軽油の流通を阻害する可能性が大きい。ため、本事業は国が実施する必要がある。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性)；

識別剤を添加しない場合、正常な軽油と軽油周辺油種の混和による不正軽油の識別は、各油種の成分が似ているため困難な上、非常にコストがかかり非効率的である。

適切な受益者負担；

当該施策の実施により、軽油流通秩序の維持が図られ、大気汚染やエンジントラブルの防止の効果を国民が享受できることから、適正な受益者負担が図られていると言える。

5. 有識者、ユーザー等の各種意見

(○会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。)

(1) 石油情報普及啓発事業委託費

- ・今後の石油事情がどうなるのか心配・疑問を解決する一助になったように思った。
 - ・石油の輸入依存度が99%なので日々の省エネ対策に留意したい。
- (消費者講習会(千葉市 消費生活センター))
- ・石油の重要さは知っていたつもりであったが、意外にも知らなかったことに気づいた。
 - ・私たちが石油を使っているという実感がなかったが、大量に使っていることを知って驚いた。
- (中学校移動教室(奈良県育英西中学校))

(2) 構造改善促進利子補給等事業

- 有識者((社)全国石油協会に設置された本事業の審査委員会(委員長:北島 明(篠原商事(株)))のメンバー)によるコメント
- ここ数年、低金利の影響により、長プラが本事業の仕上り金利である3.5%を下回る水準で推移しているものの、平成9年度から事業の多角化・転換及び集約化・廃業に要する設備資金及び運転資金について2%の深堀措置を、さらに平成12年度からは中小事業者の集約化・廃業に伴う運転資金について3.5%の深堀措置を講じたことは、限界的な過当競争が持続し、石油製品の低マージン構造が定着する中で、我が国エネルギーセキュリティ確保に重要な役割を果たす石油製品販売業界を適正な規模に誘導し、その経営基盤を強化していくために、経営上立ちゆく見込みのないSSの閉鎖を促進することと併せて、存続し得るSSについて油外収益の増に向けた事業多角化を促進していくという政策目的に照らし、それなりの効果を上げていると評価。

(3) 石油販売業者経営高度化調査・実現化事業

- ユーザー(事業者グループ「大分燕印石油協同組合:顧客データの活用と顧客ニーズの把握によるカーライフサポート及び付加価値販売の拡充に関する実証実験」報告書)からのコメント
- 「厳しい経済情勢の中で、石油販売業界として「顧客ニーズの把握と顧客満足度をいかに向上させていくか」を念頭に、本事業のマーケティング調査及び実証実験に取り組んだ。この事業を通じて、貴重なデータ・情報・顧客の反応が入手できたことは、今後のSS事業展開やその考察にとって、大いなる布石となるもの。」

(4) 地域事業環境整備支援事業

- 一般紙(日本経済新聞)掲載記事からの引用
- 静岡県石油商業組合では、地域貢献策の一環として救急講習を受けた従業員がいるガ

ソリンスタンドを「救急活動協力店」に指定しているほか、災害時に資機材を貸し出したり、災害関連情報を発信する「大規模災害時協力店」制度も設け、登録数は加盟店約1,600店の9割に達する。「いざという時はガソリンスタンドへ」という体制づくりが着々と進んでいる。

○業界紙(ぜんせき)掲載記事からの引用

「SSが取り組んでいる地域の安全協力活動は有意義な活動であり、SSに心強さを感じる。改めて感謝の意を表したい」(茨城県学校、福祉関係者)

「献血活動に石油組合員、SSスタッフらが協力してくれて非常に助かっている。組合員事業所へのポスター呼びかけの事前連絡などきめ細かい対応に感謝している」(福島県赤十字献血センター)

(5) 災害対応型給油所普及事業費等補助金

○業界紙(ぜんせき、燃料油脂)掲載記事から引用

給油所は、災害での破損などがないよう消防法によりその設置基準が厳格に定められており、阪神淡路大震災においても、給油所としての機能はダメージを受けなかった。

しかし、停電等公共インフラのダメージにより、影響を受け、十分に機能することが出来なかった。その給油所に災害時に使用可能な発電施設等を備えることは、災害時の石油製品供給に道を開く重要な取組(ぜんせき、燃料油脂(業界紙))

(6) 石油製品品質確保事業費補助金

○有識者((社)全国石油協会に設置された品質管理委員会のメンバー)によるコメント

本補助事業は、毎年、全国約5万の給油所等に対して、抜き打ち的にガソリン等のサンプリング・品質検査を実施していることから、全国の石油製品販売業者においては、常に石油製品の品質の確保に関する意識の高揚が図られているとともに、品質規格不適合が発生した場合には速やかに行政当局に対して連絡しているため、行政当局においても効率的かつ効果的な立入検査を実施することが可能となっている等、消費者利益の保護に資する。

(7) 軽油流通適正化事業費補助金

○石油審議会石油部会軽油流通問題小委員会報告(平成元年2月)から引用

平成元年1月の党税制大綱において軽油脱税防止のため識別剤の添加について早急な検討の必要性が指摘され、この趣旨を踏まえて軽油引取税の脱税等に起因する軽油流通環境の改善のためには、軽油周辺油種に識別剤を添加することが適切との意見を得ている。

<参考> これまでに終了した事業概要 (説明、目標、指標、達成時期、外部要因など)

なし